

書 評

京都仏教会監修 洗建・田中滋編
『国家と宗教 — 宗教からみる近現代日本（上・下）』
(法蔵館刊、2008年)

津村 恵史 (中外日報論説委員長)

本書は上下二巻四部構成をとり、論文二十九篇インタビュー三篇を収める。執筆者は二十四人で、専門分野や思想的立場もさまざま。大きな枠組みは本書の表題にある通り「国家と宗教」だが、個々の論文はこのテーマの括りの中にあるとはいえ多様で、各論文の内容を紹介するだけの紙幅はない。本稿の最後に掲載論文の筆者とタイトルを記し、それに代えることにしたい。

この論集には、しかし、きわめてはつきりした編集上の柱がある。それは京都仏教会の監修によって本書が編纂された経緯に深く関わってくる。

京都仏教会の活動が広く一般に知られるようになったのは、古都税反対運動が全国的に注目されてからだろう。これは昭和57年3月、今川正彦市長（当時）が京都市議会で文観税（昭和31年～39年・文化観光施設税、38～44年・文化保護特別税）の復活検討を表明して以来、5年余にわたる長期の反対運動であった。古都税問題は「十年という時限立法の条例を、施行後わずか二年余りで廃止という結末に追い込」む（京都仏教会編『古都税反対運動の軌跡と展望 — 政治と宗教の間で』、第一法規、1988）成果を残した。それが現在の京都仏教会の原点を形作った、と評価できる。この運動を同仏教会の視点で総括した前掲書の「総論」が「国法仏法牛角論」の提唱を副題としているのは、本書出版の意味を理解するうえでも、念頭に置くべきだろう。

「国法仏法牛角論」とは、「王法仏法牛ノ角ノ如シ」（慈円『愚管抄』）などの典拠を踏まえた表現で、「伝統的な王仏相依論の歴史的発展の上に唱えられた」（京都仏教会、前掲書）政教分離に関わる主張、「仏法の自立」「公権力と併び立つ仏教界の自律」（同）の提唱である、とされる。

「京都ホテル」高層化計画を契機とする古都京都景観問題の活動、平成七年の宗教法人法「改正」の（きわめて活発な、現在も継続されている）反対運動や最近の公益法人制度改革に関する独自の対応など、京都仏教会の「国家と宗教」に関わる動きを点検してゆくと、「国法仏法牛角論」の考え方、あるいは、現在依拠している「ノーサポート・ノーコントロール」の理念がそれらの根底にある、とみて間違いはないだろう。

本書の編者・洗建駒澤大学名誉教授は古都税反対運動当時から京都仏教会を理論的に指導する立場の一人である。もう一人の田中滋龍谷大学教授も同様に、『古都税問題研究 — 政治と宗教のプロブレマティーク』（1991）と題する研究報告書の研究代表者として古都税問題に関わった。

本書は「あとがき」で田中滋教授が触れているように、洗名誉教授の駒澤大学退任を期に立ち上げた「国家と宗教」に関わる研究会の成果である。全体の構成を見ると、時間軸に沿って日本における政治と宗教の関係をさまざまな角度から考察し、京都仏教会の活動を支える憲法の政教分離原則の意義を確認する、という研究会の狙いが浮かび上がる。宗教法人法「改正」反対運動をはじめとする具体的な活動とも連動した、京都仏教会にとって実践的な意味をもつ出版、と考えることが妥当である。

さて、『国家と宗教 — 宗教からみる近現代日本（上・下）』の紹介と銘打ちながら、前置きだけでここまで来てしまった。そして、掲載論文のタイトルを書き写すと、それで許された字数はほとんど尽きることになる。しかし、本書の全体に関わる洗名誉教授の総論「法律と宗教」の内容には簡単に触れておきたい。

洗名誉教授は、本当の意味で日本はまだ「法の支配」が確立されておらず、近代法の精神を血肉化し、定着させる努力がなお必要である、とする。宗教法に関しては、宗教者が自らの信仰上の理念を突き合わせて法の精神を自らのものとするべきであり、宗教的自由も「自ら勝ち取るもの」として考えるべきであることを強調する。

「信教の自由」とは国家を超越した基本的人権であり、仮に宗教的信念が国法に触れることがあっても、信仰を貫く権利がある。これを制度的に保証する

政教分離についていえば、歴史的経緯から基本的にアメリカ型に属するが、我が国の歴史と実情に則し、憲法条文の規定に従い、独自の解釈がなされるべきである、という主張がある。洗名誉教授はこうした主張を基本的には認めつつも、「信教の自由という外来の価値」を本気で受容しようとするなら、政教分離もまた本気で受容するべきである、とし、津地鎮祭訴訟の最高裁大法廷判決以来、「無原則的な政教分離の緩和措置」や、「安易な日本の伝統への回帰」が多く見られる、と批判。改憲推進論者の日本の政教分離論にも警戒が必要であることを示唆する。

宗教法人法に関しては「宗教団体に法人格を取得せしめることを唯一の目的とする法律」であり、「所轄庁が宗教法人を管理し、監督するための法律ではない」ことを確認。平成七年の法改正が宗教法人法の本来の性格を歪め、信教の自由、政教分離の憲法原則を無視して行政の権限強化を図る「改悪」であったことを改正内容に則して論証し、「良心に照らして、この法律が信教の自由を脅かすと思われるのであれば、処罰されることも覚悟の上で、これに抵抗するのでなければ、自由を守り抜くことは出来ない」と論じる。

最後に「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」という憲法第十二条を引いて締めくくっているが、豊富な内容を持つ本書全体の編集の精神を暗示する、と理解することが可能かも知れない。

※ ※

上巻 「国家神道」の形成から国家総動員体制へ

総論 洗建「法律と宗教、

第一部 「国家神道」形成期の葛藤

▽洗建「国家神道の形成」、▽末木文美士「近代国家と仏教」、▽井戸聡「神仏分離と文化破壊 — 修験宗の現代的悲喜」、▽平野武「国家の憲法と宗教団体の憲法 — 本願寺派寺法・宗制を素材に」、▽岡田正彦「井上円了と哲学宗 — 近代日本のユートピア的愛国主義」、▽小原克博「近代日本における政教分離の解釈と受容」、▽島蘭進「国家神道はどのようにして国民生活を形づくったのか? — 明治後期の天皇崇敬・国体思想・神社神道」、▽インタ

ビュー：聖護院門跡門主宮城泰年「国家神道体制下の本山修験宗」

第二部 国家総動員体制下の宗教

▽津城寛文「国家総動員体制下の宗教弾圧 — 第二次大本事件」、▽川瀬貴也
 「植民地期朝鮮における宗教政策 — 各法令の性格をめぐって」、▽辻村志の
 ぶ「近代日本仏教と中国仏教の間で — 「布教師」水野梅暁を中心に」、▽松
 岡幹夫「戦時下における仏教者の反戦の不可視性 — 創価教育学会の事例を
 通じて」、▽大谷栄一「反戦・反ファシズムの仏教社会運動 — 妹尾義郎と新
 興仏教青年同盟」

第三部 戦後新憲法と宗教

▽洗建「戦後新憲法体制と政教分離」、▽西村明「遺骨収集・戦没地慰霊と仏
 教者たち — 昭和二七、八年の『中外日報』から」、▽藤田尚則「アメリカ合
 衆国における信教の自由をめぐる諸問題 — 日米比較の一助として」、▽平野
 武「靖国問題」、▽インタビュー：日本基督教団牧師千葉宣義「日本基督教団
 の戦後の歩みの中で — 一人の牧師として」

第四部 宗教の存在理由への問い — 新自由主義経済体制下の「国家と宗教」

▽洗建「宗教法人法改正問題」、▽芦田徹郎「オウム反対の世俗的原理主
 義 — 転入届不受理の論拠と感情」、▽野中亮「地域の安心・国家の治安 —
 オウム問題から見た日本の「コミュニティ・ポリシング」」、▽小池健治「宗
 教法人法の改正問題と情報公開 — 広島高裁判決をめぐって」、▽橋口玲
 「宗教関連判例の動向」について、▽野田正彰「国家が宗教的情操を語り
 始めるとき」、▽藤田尚則「憲法第九条改正論と絶対平和主義」、▽桐ヶ谷章
 「憲法改正論と政教分離論 — 憲法二〇条をめぐって」、▽湯川宗紀「観光立
 国「日本」と「宗教」 — 世界遺産熊野古道の柔らかなナショナルリズム」、
 ▽寺田憲弘「国会において「宗教」はいかに語られてきたか — 宗教問題の
 脱宗教化?」、▽田中治「公益法人制度改革と宗教法人」、▽インタビュー：京
 都仏教会理事安井攸爾「反京都税運動と京都仏教会」

総括 田中滋「宗教への交錯するまなざし — 新自由主義経済体制下の宗教、